

日本海水学会西日本支部 支部 規則

(令和7年10月14日 制定)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は「日本海水学会西日本支部」(The Society of Sea Water Science, Japan: West Japan Branch)と称する。

所在地は、

〒755-8611 山口県宇部市常盤台 2-16-1

山口大学大学院創成科学研究科化学系専攻 無機機能化学研究室(中山雅晴)

とする。

(事務局)

第2条 事務局は次の所在地に置く。

〒755-8611 山口県宇部市常盤台 2-16-1

山口大学大学院創成科学研究科化学系専攻 無機機能化学研究室(中山雅晴)

(目的)

第3条 本支部は本部の事業計画に基づいて、支部事業(支部講演会、年会運営、日本海水学会誌の西日本支部特集号の編集担当等)を行うことにより、地域活力の活用をはかる。

(支部会員の在住地域)

第4条 支部会員の活動地域は近畿、中国、四国、九州、沖縄地域とする。

(運用細則)

第5条 本規則の施行に必要な事項は細則によって定める。

第2章 会員

(会員)

第6条 支部会員は、本会の会員でなければならない。

(入会)

第7条 本支部に入会を希望する者は所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第8条 退会を希望する者は本支部に通知しなければならない。

(除名または除籍)

第9条 会員で本支部の名誉または信用を損なう行為があったと認められるものは、役員会で審議し、支部総会の決議によりこれを除名する。また所在不明となり1年以上経過した者は役員会の決議によりこれを除籍することができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本支部に次の役員及び監事を置く。

支部長 1名

副支部長 若干名

幹事 20名以内

監事 若干名

(選任)

第11条 支部役員は、本会役員および支部会員の中から、支部役員会において選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 支部役員の任期は2ヵ年とする。ただし再任を妨げない。なお、必要に応じて補充したときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第12条 役員は役員会の決議により解任することができる。

(職務権限)

第13条 支部長は支部を代表し会務を総理し、役員会と支部総会において議長となる。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 役員は支部長の命を受けて会務を処理する。なお、幹事(庶務)は幹事を代表し、支部総会、役員会等の全般に亘り総括的な判断、調整を行う。

4 監事は会務を監査し、その結果を役員会および支部総会に報告する。

第4章 役員会

(役員会)

第14条 役員会は、原則として1年に1回支部長が召集する。ただし、支部長は必要に応じて役員会の召集を行うことができる。

(役員会の構成)

第15条 役員会は支部長、副支部長および幹事をもって構成する。

(役員会の審議および決議事項)

第16条 役員会は次の事項を審議する。

(1) 支部総会に付議する事項

- (2) 役員の候補者の選考に関する事項
- (3) 顧問の推薦に関する事項
- (4) 入会の承認に関する事項
- (5) 規則・細則の変更に関する事項
- (6) 支部総会、役員会および講演会等の準備に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

第5章 支部総会

(支部総会)

第17条 支部総会は通常支部総会および臨時支部総会とする。

(通常支部総会)

第18条 通常支部総会は毎年1回支部長が招集し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 役員会で審議後、提案された事項
- (2) 前年度事業報告および収支予算の議決に関する事項
- (3) 新年度事業計画および収支予算の議決に関する事項
- (4) 役員の選出、解任に関する事項
- (5) 規則の変更に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(臨時支部総会)

第19条 臨時支部総会は次の場合に会議の目的を示して支部長が召集する。

- (1) 役員会で必要と認めた場合
- (2) 会員の1/5以上から会議の目的である事項を示して請求があった場合
- (3) 監事から請求があり役員会で認めた場合

(支部総会の定足数)

第20条 支部総会は会員の1/10以上の出席がなければ決議することができない。欠席会員は委任状により表決権を行使することができ、出席者数として数えることができる。

(支部総会の議決定足数)

第21条 支部総会の議事は行使された表決権の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 事業

(事業年度)

第22条 事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業)

第23条 支部は、年度末までに次年度の事業計画を理事会に提出し、承認を得る。

- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得る。ただしやむを得ない事由のため会長が認めたときは、事後報告をもって代えることができる。
- 3 支部は、年度末から1カ月以内に前年度の事業報告を、理事会に提出する。

第7章 会計

(会計)

第24条 幹事(会計)は年度末までに次年度の支部収支予算を理事会に提出し、承認を得る。

- 2 収支予算を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得る。ただしやむを得ない事由のため会長が認めたときは、事後報告をもって代えることができる。
- 3 支部は、年度末から1カ月以内に前年度の収支決算報告および支部監査報告を、理事会に提出する。

(資産)

第25条 本支部の資産は次に掲げるものからなる。

- (1) 寄付による金品
- (2) その他の収入

(金品の寄付)

第26条 金品の寄付の処理は、会則第39条の定めるところによる。ただしやむを得ない事由のため会長が認めた特定の支部事業に対する寄付は、理事会の承認を得たものとして支部が受領することができる。

- 2 受領した寄付は、前条の支部会計で処理する。

第8章 支部規則ならびに解散

(支部規則)

第27条 支部は、役員会の審議を経て、理事会の承認を得て支部規則を定める。支部規則を変更しようとするときは、役員会の審議と、支部総会での議決の後に理事会および評議員会の審議を経て本会総会の議決を得なければならぬ。

(解散)

第28条 支部の解散は役員会および支部総会において出席会員の4/5以上の同意を受け、その後、理事会、評議員会の審議を経て本会総会で議決する。

(財産の処分)

第29条 本支部解散の場合における残余財産の処分は解散を議決した際の本会総会の決議による。

第9章 付 則

第30条 本規則は、理事会の承認を得た日から施行する。また本規則の変更は本会総会の議決があった日から施行する。

第10章 細 則

(1) 役員 (任期:令和7年6月～令和9年6月)

役 職	氏 名	所 属
支部長	中山 雅晴	山口大学大学院創成科学研究科
副支部長	谷口 育雄	京都工芸繊維大学繊維学系
副支部長	石井 健	ナイカイ塩業(株)
監査	前田 光治	兵庫県立大学大学院工学研究科
庶務幹事	通阪 栄一	山口大学大学院創成科学研究科
庶務幹事	福田 憲二	(株)アストム製造技術本部
会計幹事	遠藤 宣隆	山口大学大学院創成科学研究科
常任幹事	永井 正彦	三菱重工業(株) 総合研究所
常任幹事	上山 哲郎	協和機電工業(株)事業開発部
常任幹事	倉科 昌	徳島大学大学院社会産業理工学研究部
幹事	水口 尚	琉球大学工学部機械システム工学科
幹事	奥村 哲也	長崎大学工学部機械システム工学科
幹事	林 秀千人	長崎大学工学部機械システム工学科
幹事	垣花 百合子	山口大学大学院創成科学研究科
幹事	杉本 悠	山口大学大学院創成科学研究科
幹事	吉田 航	山口大学大学院創成科学研究科
幹事	花田 隆文	徳島大学大学院社会産業理工学研究部
幹事	薮谷 智規	愛媛大学紙産業イノベーションセンター
幹事	鈴木 祐麻	鹿島建設(株)
幹事	三浦 佑己	東洋紡エムシー(株) 岩国環境・ファイバー工場
幹事	小川 襲	ダイヤソルト(株)
顧問	外輪健一郎	京都大学大学院工学研究科
顧問	松本 道明	同志社大学理工学部化学システム創成工学科
顧問	後藤 雅宏	九州大学工学研究院
顧問	比嘉 充	山口大学大学院創成科学研究科

設立年月日 2017年6月2日

この規則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

〒755-8611山口県宇部市常盤台2-16-1

山口大学大学院創成科学研究科化学系専攻 無機機能化学研究室(中山雅晴)